

## 2.監査結果

### (1) (B) 小規模事業指導費補助金について

① 県は本件サービス事業について、コスト分析を行ないそのコストと事業から得られる効果を検討する必要がある。そうでなければ、本件サービス事業が必要最低限のコストで実施されているのか否かについての基本的な情報を把握し、適切な管理をすることができないからである。(意見)

② 愛媛県による小規模事業指導費補助金の実態をみると、それは必要不可欠な支出であって、かつ、費用対効果を有する補助金支出の状況であると断言できる状態にはないと思われる。地方公共団体が補助金支出をする以上、地方自治法2条14項および232条の2に基づき、その支出は公益上のものであって、かつ、必要最低限のものとする義務がある。

そこで、本件支出状況とその効果をみると、支出目的の一部事業については公益上のものと認められるものがあるにしても、業務への他の民間等による参入の道も考えられなくはなく、よって全面的支援の必要性は不透明であり、また必要最低限のものといえるのかどうかについて問題を残している。よって、愛媛県は早急に、商工会議所乃至は商工会が行う本件サービスの客観的必要性を明らかにするとともに、本件小規模事業指導事業が必要最低限のコストで実施しうよう制度の根本的改善策を検討し実施する必要がある。(意見)

### (2) (C) 中小企業団体中央会補助金について

① 県は本件補助金についてコスト分析を行ないそのコストと事業から得られる効果を検討する必要がある。そうでなければ、本件サービス事業が必要最低限のコストで実施されているのか否かについての基本的な情報を把握し、適切な管理をすることができないからである。(意見)

② 上述の(B)小規模事業指導費補助金と同様に、愛媛県としては、関係法令等に基づき本件補助金を支出するにしても、地方自治法2条14項および232条の2に基づき、その支出は公益上のものであって、かつ、必要最低限のものとする義務がある。

そこで、本件支出状況とその効果をみると、支出目的の一部事業については公益上のものと認められるものがあるにしても、業務への他の民間等による参入の道も考えられなくはなく、よって全面的支援の必要性は不透明であり、また必要最低限のものといえるのかどうかについて問題を残している。よって、愛媛県は早急に、本件サービスの客観的必要性を明らかにするとともに、本件中小企業団体中央会事業が必要最低限のコストで実施しうよう制度の根本的改善策を検討し実施する必要がある。(意見)

(3) (D) 中小企業経営革新支援事業費補助金について

補助金額が 291 万円と著しく減額されている状況下においては、この補助金額でどれほど効果的な中小企業経営革新支援事業ができるのかの観点から、本件制度の意義と有効性をあらためて見直す必要がある。また、申請者の事業実施の確実性と有効性を重視するとともに、両者のバランスを追求しつつ、当該資金を必要とするやむにやまれぬ状況にある事業者に補助金を支出することができるようなシステムの構築を検討する必要がある。(意見)

(4) (E) 中心市街地活性化基金事業費補助金について

助成実績が松山に集中している結果を踏まえて、県としては、松山以外の地域においても、積極的な取り組みが展開されるよう制度の周知や助言等に努める必要がある。(意見)

(5) (F) 小売商業支援センター事業費補助金および(G) 商店街振興組合指導事業費補助金について

小売商業支援センター事業費補助金については、その具体的な経済効果は明らかではないので、追跡調査することにより補助金投下の有効性を検証するとともに、各商店街が更なるステップアップと営業拡大が継続的・発展的に達成しうるような方途のために、本件補助金が支出できるよう、補助事業のあり方とその額の適切性を検討する必要がある。

商店街振興組合指導事業費補助金については、それが下支え的な地味な間接的な活動であるがゆえに、商店街活性化や商店街事業者のサポートとの直接的関連性が不透明なものになりがちである。とはいえ、商店街の活性化という目的は公益に資するきわめて重要なものであるから、愛媛県は、単に商店街振興組合連合会の必要経費を負担することで満足するのではなく、小売商業支援センター事業費補助金のあり方等とあわせて見直すことにより、より効果的効率的な商店街活性化のための補助金支出のシステムを構築する必要がある。(意見)

C. 観光国際局

a. 国際交流課

負担金、補助及び交付金の名称	補助等の相手先	平成 18 年度 補助金等の金額(円)
愛媛・韓国経済観光交流推進協議会負担金	愛媛・韓国経	2,367,000
愛媛・韓国経済観光交流推進協議会負担金 (特別事業)	済観光交流 推進協議会	3,638,000

1. 負担金、補助及び交付金の概要

(1) 補助金等の目的、趣旨

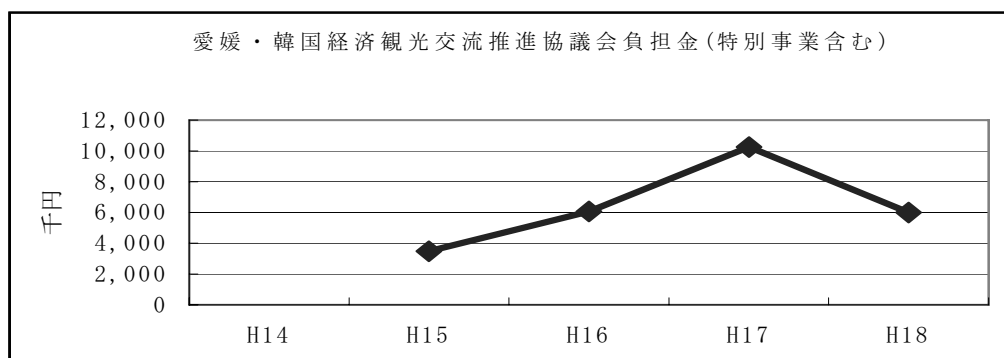
松山・ソウル定期航空路線の安定的な運行を確保し、これを活用した県内産業の振興を図るため、韓国からの旅行者誘致、県産品の輸出その他経済・観光交流を一体的かつ具体的に推進することを目的とするため、行政側より愛媛県、松山市をはじめとして、韓国への送客及び韓国からの旅行者誘致・受入れや、韓国との貿易等に意欲をもつ 21 の団体・企業がつくる任意団体として「愛媛・韓国経済観光交流推進協議会」があるが、この協議会が行う事業の県としての負担金である。

事業の内容は、具体的には、①韓国人旅行者を対象として、県内観光地を紹介するモニターツアーの実施、②韓国語版「ガイドブックまつやま」改訂、③韓国マスコミ・旅行会社等招聘、④愛媛旅行商品販売促進、⑤韓国旅行会社企画担当者等との協議のために担当者派遣等のプロモーション事業、⑦韓国人旅行者専用無料送迎バス運行、⑧協議会会員が企画する旅行募集広告等の作成経費の一部負担等、である。

(2) 過去の支出状況

単位：千円

	H14	H15	H16	H17	H18
愛媛・韓国経済観光交流推進協議会負担金(特別事業含む)		3,480	6,064	10,252	6,005



平成 17 年度が大きいのは、韓国国際観光展示会への出展事業をこの年は行っているため

ある。

平成18年度バス運行実績

月	松山空港→奥道後					奥道後→松山空港				
	便数	台数(台)	利用人数(人)	1台当たり利用人数(人)	1便当たり利用人数(人)	便数	台数(台)	利用人数(人)	1台当たり利用人数(人)	1便当たり利用人数(人)
4	13	20	339	17.0	26.1	13	20	212	10.6	16.3
5	13	17	249	14.6	19.2	13	16	101	6.3	7.8
6	13	19	314	16.5	24.2	13	14	96	6.9	7.4
7	13	19	231	12.2	17.8	13	15	56	3.7	4.3
8	13	19	398	20.9	30.6	13	15	136	9.1	10.5
9	12	20	381	19.1	31.8	12	14	105	7.5	8.8
10	14	21	361	17.2	25.8	14	18	151	8.4	10.8
11	12	17	379	22.3	31.6	12	15	182	12.1	15.2
12	14	22	523	23.8	37.4	14	16	248	15.5	17.7
1	13	21	478	22.8	36.8	13	14	144	10.3	11.1
2	12	19	529	27.8	44.1	12	12	172	14.3	14.3
3	13	22	460	20.9	35.4	13	13	123	9.5	9.5
計	155	236	4,642	19.6	30.0	155	182	1,726	9.5	11.1

## 2. 監査結果

上記事業の中で韓国人旅行者専用無料送迎バス運行については、当該費用の支出と韓国人旅行者によって受益を主に受ける業者(例えば当該バスを利用した韓国人の宿泊先)が明らかであり、県全体の経済、観光交流に一体的に跡付けられる性質のものではない。従って、もし、韓国人旅行者専用無料送迎バス運行を続けるなら、受益者の一定の負担を求めべきである。(意見)

### a. 国際交流課

負担金、補助及び交付金の名称	補助等の相手先	平成18年度 補助金等の金額(円)
①国際交流推進拠点整備負担金	財団法人自治体国際化協会	22,000,000
②愛媛県国際交流協会運営費補助金	財団法人愛媛県国際交流協会	16,051,798
③愛媛県国際交流センター仮移転費補助金	財団法人愛媛県国際交流協会	4,471,635
④愛媛県海外技術研修員交付金	研修員	2,499,500
⑤県費留学生交付金	留学生	2,316,770
⑥在外愛媛県人会活動費補助金	在外県人会	1,600,000

#### 1. 負担金、補助及び交付金の概要

##### (1) 補助金等の目的、趣旨

#### ①国際交流推進拠点整備負担金

これは、地域の国際化を推進するため、地方公共団体の協同組織として設立された組織である財団法人自治体国際化協会に対し、運営資金として宝くじの収益金を財源に、その負担金を拠出する、というものである。根拠法令は、地方財政法32条である。負担額は、財団法人自治体国際化協会からの「持寄額通知」に基づいている。過去4カ年22,000千円で同額である。平成16年度は21,000千円である。

愛媛県は財団法人自治体国際化協会に対し、単独の発言権や調査権限を有しているわけではなく、支出後の当該支出金の使途についてはすべて財団法人自治体国際化協会に一任している状況である。

なお、財団法人自治体国際化協会についての詳述は避けるが、同法人のホームページ(<http://www.clair.or.jp>)に詳しいので参照されたい。

#### ②愛媛県国際交流協会運営費補助金

これは、愛媛県国際交流協会運営費補助金交付要綱に基づき、県から愛媛県財団法人国際交流協会に派遣される2名の職員の人件費を補助するものである。その目的は、協会の健全な運営を支援すること、および県の国際化の推進に寄与することにある(1条)。

補助対象経費は、県から協会へ派遣される職員にかかる人件費等であって、その補助率は100%である(2条、3条)。

給料の上昇にあわせて、支給額は増加しているが、異常に高い数値であるとはいえない。また、この派遣職員2名は3年の歳月にわたり、財団法人愛媛県国際交流協会の中核として(係長・主任クラス)、その活動をサポートしており、不要不急の人件費支出であるとはいえない。過去5年間の支出状況は(2)のとおりである。平成18年度の支出は16,051千円であって、一人当たり8,025千円である。

財団法人愛媛県国際交流協会の詳細については、同財団の「事業報告及び収支決算書」に詳しいが、各種事業を積極的に展開していること、不要不急の経費の費消等の事実は見あたらなかった。平成18年度の事業にはつぎのようなものがある。

- ・国際交流・国際協力に関する情報収集・情報提供
  - a. 広報誌発行事業 340千円
  - b. EPIC情報発信事業 317千円
  - c. 国際交流センター運営事業 7,381千円
- ・国際交流・国際協力に関する普及啓発事業
  - a. えひめ国際まつり開催事業 617千円
  - b. 国際ウォークラリー開催事業 314千円
  - c. 国際交流チャレンジ講座開催事業 262千円  
外国語講座・文化講座等
  - d. えひめ韓国交流促進事業 456千円

- |                         |                     |         |
|-------------------------|---------------------|---------|
| e.                      | 愛媛県・ハワイ州姉妹交流推進事業    | 443千円   |
| f.                      | ウェルカムtoEPIC開催事業     | 22千円    |
| g.                      | 中高生のための国際協力入門講座開催事業 | 301千円   |
| ・在県外国人等に対する支援事業         |                     |         |
| a.                      | 在県外国人相談・支援事業        | 2,615千円 |
| b.                      | 外国人ふるさとふれあい事業       | 63千円    |
| c.                      | 外国人日本語学習支援事業        | 1,144千円 |
| d.                      | 「i」案内所運営事業          | 41千円    |
| e.                      | えひめ日本語教室助成事業        | 231千円   |
| f.                      | ボランティア日本語教師育成事業     | 493千円   |
| ・国際交流団体・ボランティア等への支援活動事業 |                     |         |
| a.                      | 国際交流団体活動支援事業        | 207千円   |
| b.                      | ホームステイボランティア活動促進事業  | 44千円    |
| ・海外人材交流・協力事業            |                     |         |
| a.                      | えひめ・スリランカ農業技術研修事業   | 3,188千円 |
| b.                      | ハワイ・サマーインターン受け入れ事業  | 1,991千円 |

様々な分野において、意味ある活動をしているものと認められる。

### ③愛媛県国際交流センター仮移転費補助金

平成18年度愛媛県国際交流センター仮移転費補助金交付要綱に基づき、平成12年12月より、県の事情と都合により、プレハブ設備に仮移転しているため、財団法人愛媛県国際交流協会が当該プレハブ施設をリースするリース料を負担するものである。平成18年度から再リースになり、リース料が大幅に引き下げられている。平成18年度は、4,471千円である。

まずはプレハブ施設の外観（左側）と内装（右側）をみていただきたい。



工事現場等で活躍するまさに「プレハブ事務所」である。

愛媛県は国際化を進展させることを県の主要な課題の一つとして掲げ、そのために多額

の資本投下をおこなっている。たとえば、豪華施設である愛媛国際貿易センター（通称「アイテム愛媛」）の建築や、松山空港への国際線の誘致などはそのよい例である。これらはいずれも、いわゆる器あるいは箱である。愛媛県には、国際進展のための立派な器ないし箱が用意されていることは評価できよう。

だがしかし、その中身を形成するのは、人あるいは文化等の人的交流である。その交流を一手に担う愛媛国際交流センターをこのようなプレハブ施設に押し込んでいることに大きな違和感を抱かざるを得ない。その違和感は、「国際化促進」を標榜する愛媛県の姿勢のあり様に向けられるものである。実際には「国際化推進」には消極的なのではないかと推認させるのである。つまり、「国際化推進」という目的は、器なり箱に対し多額の資金投下するための正当化根拠にすぎないのではないかと推察しうることになる。

確かに、施設移転のための仮移転という特殊事情にあることは理解できる。だが、国際交流センターは、平成12年から7年間もの長き歳月に渡って、このプレハブ施設に留め置かれているのである。しかも、未だ本移転についての具体的計画がみえてこないのが実情である。

いうまでもなく、国際交流センターは愛媛県の真の国際化という重要な役割を担っている。そうであれば、愛媛県は、器作りに多額の資金を投下するのみならず、その中身を形成する活動にこそ、より積極的な理解を示し、サポートをするべきと思慮するのである。

#### ④愛媛県海外技術研修員交付金

愛媛県出身の海外移住者の子弟を研修員として受け入れ、県の試験研究機関、民間企業等で日本の高度な技術等を習得させ、母国経済・文化発展に寄与する人材を育成し、愛媛県との交流を図ることを目的とする交付金である。

海外技術研修員交付金要綱に準拠して、資金拠出が行われる。交付金額は、渡航補助金、滞在費（日額3、500円）、国内研修費、研修員交通費等である。

平成14年度には17,493千円の規模であったが、年を追うごとに規模が縮小し、平成18年度には2,499千円に至っている。対象者は2名という状況である。

平成15年までは国庫補助も行われていたのであるが、それが停止になり、16年度以降は南米に特化するとともに、17年には宿泊費を廃止し、18年には受入人数と日当（滞在費）の削減をはかって、県は交付金の圧縮に励んでいる。その状況は（2）を参照されたい。

当該補助金の支出目的は、「日本の高度な技術等を習得させ、母国経済・文化発展に寄与する人材を育成」し「交流を図る」というものであって、極めて正当なものと評価することができる。日本や愛媛県が国際化社会の中で活躍し続けるためには、必要不可欠の重要な目的といえよう。

だがこのような重要な目的に対し、年間わずか250万円の資金投下という手段で達成しうるのだろうか。目的の壮大さ重要さと、それに対する手段とがあまりにアンバランスに映

る。愛媛県は、アイテム愛媛や国際線誘致等には、「国際化促進」を標榜して多額の資金を投下している。だが、そのような状況と比較すると、あまりに本件手段の規模が異なるのである。

愛媛県が「日本の高度な技術等を習得させ、母国経済・文化発展に寄与する人材を育成」し「交流を図る」という目的、すなわち「国際化促進」目的を県の主要課題の一つに掲げるのであれば、目的を達成できるよう当該補助金のあり方を見直す必要がある。他方、当該目的が単なる標榜に過ぎないのであれば、「国際化促進」を目的とする補助金の廃止を視野にいれ再検討すべきである。

#### ⑤県費留学生交付金

県費留学生交付金は、愛媛県出身海外移住者の子弟を大学等に留学させ、日本の高度な専門教育の習得を行うとともに、母国経済・文化発展に寄与する人材を育成し、愛媛県との交流を図る、という目的のものである。

県費留学生交付金交付要綱に準拠して支出され、平成16年度以降、毎年1名を対象に230～260万円の支出がなされている。渡航補助費、学費（検定料・入学金・授業料・書籍代[87,000円]）、滞在費（日額3,500円）、通学費、保険料等を交付することになっている。

平成18年度の対象者は、愛媛大学法文学部総合政策学科において国際経済論を専攻するとともに、大学等主催のゼミナール大会にグループ出場し「変動する石油価格への考察と提言」というテーマで報告している。

#### ⑥在外愛媛県人会活動費補助金

在外愛媛県人会活動費補助金は、移住者を送り出した母県の責務として、愛媛県人会の活動、運営にかかる経費を補助し、友好交流の促進を図る目的とするものである。

在外愛媛県人会活動費補助金交付要綱にもとづき、ブラジルの愛媛県人会に対しては、毎年100万円の支出がなされている。愛媛県人会からは、毎年実績報告書が提出されており、それによるとこの100万円は有効に活用されているようである。また行事記録をみると、毎月1から数回の行事が企画されている。

#### (2) 過去の支出状況

以上の6項目の補助金につき、過去5カ年の支出状況をまとめた。つぎのとおりである。



(単位：千円)

年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
①国際交流推進拠点整備負担金	22,000	22,000	21,000	22,000	22,000
②愛媛県国際交流協会運営費補助金	14,313	14,335	15,692	15,671	16,051
③愛媛県国際交流センター仮移転費補助金	14,655	14,655	14,655	11,240	4,471
④愛媛県海外技術研修員交付金	17,493	11,763	5,113	4,942	2,499
⑤県費留学生交付金			2,589	2,596	2,316
⑥在外愛媛県人会活動費補助金	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600

## 2. 監査結果

(1) 国際交流センターは愛媛県の真の国際化という重要な役割を担っているにもかかわらず、7年間もの長き歳月に渡ってプレハブ施設に留め置かれている。器（箱）がすべてではないにしても、愛媛県はアイテム愛媛や国際線誘致等の器作りに限って多額の資金を投下するのみならず、その中身を形成する活動にこそより積極的な理解を示し、それをサポートをするべきと思慮するのである。現状はあまりに酷である。

他面において、国際交流センターの現状からみれば、アイテム愛媛や国際線誘致等に対する資金投下の根拠であるはずの「国際化推進」という目的自体に対する信頼が揺らぐことになる。つまり、愛媛県は「国際化推進」を標榜するものの、しかし実際には国際化には消極的であることが推認できることになるのであり、この場合、アイテム愛媛や国際線誘致等に対する多額資金投下の正当化根拠が消滅することになるからである。（意見）

(2) 愛媛県が「日本の高度な技術等を習得させ、母国経済・文化発展に寄与する人材を育成」し「交流を図る」という目的、すなわち「国際化促進」目的を県の主要課題の一つに掲げるのであれば、目的を達成できるよう当該補助金のあり方を見直す必要がある。他方、当該目的が単なる標榜に過ぎないのであれば、「国際化促進」を目的とする補助金の廃止を視野にいれ再検討すべきである。（意見）